

大阪市災害等支援対策本部会議（第3回）

令和6年10月16日（水）15時00分
大阪市役所本庁舎5階 大応接室

次 第

1 開 会

2 本部長あいさつ

3 議 題

- (1) 令和6年能登半島地震に係る支援実施状況について
- (2) 被災状況等を踏まえた本市における防災対策等について
- (3) その他

4 本部長総括

5 閉 会

令和6年能登半島地震に係る 支援実施状況について

大阪市災害等支援対策本部会議

人的支援

令和6年9月30日時点の支援状況

所属	主な支援内容	主な支援先	派遣人数		活動終了日 (長期派遣除く)	備考
			延べ人数	人日		
各区・局・室	避難所運営支援	輪島市	326名	1,938人日	令和6年6月1日	
	罹災証明書交付支援	輪島市	52名	308人日	令和6年6月1日	
財政局	住家被害認定調査	輪島市	22名	128人日	令和6年6月1日	4月19日より派遣開始
危機管理室	現地調査及び連絡調整など	輪島市	81名	476人日	令和6年6月1日	
水道局	応急給水・復旧活動など	能登町	220名	2,002人日	令和6年5月15日	
	水道施設の復興支援など	能登町	1名	－	－	令和6年5月1日から令和8年3月31日までの長期派遣
環境局	廃棄物処理支援など	輪島市・能登町 中能登町・珠洲市	94名	541人日	令和6年5月31日	
健康局	健康支援・健康管理業務など	能登町・小松市 輪島市	97名	640人日	令和6年4月26日	
建設局	下水道管の被害調査など	能登町	104名	852人日	令和6年4月7日	人数はクリアウォーター OSAKA(株)職員含む
	下水道施設の復旧業務など	能登町	1名	－	－	令和6年5月7日から令和8年3月31日まで長期派遣
	道路施設の復旧業務など	輪島市	1名	－	－	令和6年5月7日から令和7年3月31日まで長期派遣
			1名	－	－	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで長期派遣(3か月毎に交代)
都市整備局	建築物の応急的な危険度判定	輪島市	2名	10人日	令和6年1月16日	
	応急仮設住宅建設支援	輪島市・珠洲市	7名	112人日	－	今後も派遣の可能性あり
	公共施設の復旧業務など	輪島市	1名	－	－	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの長期派遣
教育委員会事務局	二次避難を行っている生徒への学習指導など	白山市 金沢市	3名	16人日	令和6年3月22日	
福祉局	市立輪島病院での病棟業務および外来業務	輪島市	2名	12人日	令和6年3月31日	
消防局	人命救助活動など	輪島市	783名	4,366人日	令和6年2月21日	
計			1,798名	11,401人日		「人日」は長期派遣を除く

(参考：令和6年9月の能登地方での大雨被害に係る支援状況)

所属	主な支援内容	主な支援先	派遣人数		活動終了日 (長期派遣除く)	備考
			延べ人数	人日		
消防局	人命救助活動など	輪島市	202名	911人日	令和6年10月3日	

物的支援

品目	提供数	主な提供先
オムツ(子ども用)	1,824枚	七尾市、志賀町、中能登町 (1月5日到着)
生理用品	4,320枚	
子ども用ミルク	720缶	
哺乳瓶	340本	
ブルーシート	1,000枚	石川産業展示館(金沢市) (2月3日到着)

その他の支援・支出経費

所属	主な支援内容	実績等
都市整備局	市営住宅100戸の提供	入居者数累計 30件 (うち現在入居中 26件)
	大阪市住宅供給公社による住宅10戸の提供	入居済み3件
	マンスリーマンション100戸の提供(府市共同事業)	入居実績3件(3月29日退居にて事業終了)
こども青少年局 教育委員会事務局	令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の受け入れ支援について各大阪市立学校園あて通知	延べ12名の児童生徒を受け入れ
こども青少年局	令和6年能登半島地震により被災された保護者等にかかる保育料の軽減及び保育施設等への入所にかかる配慮について各区及び各保育施設等あて通知(1月4日付け)	
	令和6年能登半島地震における災害対応について各私立・国立幼稚園あて通知(1月9日付け)	
市民局	義援金の募集	令和6年9月末現在:3,889万円
危機管理室	災害見舞金の贈呈	輪島市へ100万円贈呈

(支出経費)

単位:千円

	歳出			特定財源※			税等 (特別交付税等)
	物件費	人件費	計	災害救助法に基づく求償	国庫	その他	
令和5年度	112,905	162,233	275,138	52,266	67,597	58,126	97,149
令和6年度(見込み)	41,314	40,147	81,461	21,112	32,016	13,635	14,698
計	154,219	202,380	356,599	73,378	99,613	71,761	111,847

※令和5年度の特定財源(災害救助法に基づく求償及び国庫等)については令和6年度の歳入となる見込み

石川県への緊急消防援助隊の派遣について

(大阪府土砂・風水害機動支援部隊活動報告)

【参考】

消防局

石川県の気象状況及び被害状況等

1 気象状況

大雨特別警報

9月21日 10時50分発表 石川県（輪島市、珠洲市、能登町）

9月22日 10時10分解除 大雨警報に切り替え

2 被害状況

(1) 人的被害

【石川県】死者13人（輪島市9人、珠洲市3人、能登町1人）

行方不明者2人（輪島市2人）

(2) 避難指示

石川県（2市1町）に対し、警戒レベル4 避難指示

（114世帯、127人）

(3) 都道府県における災害対策本部の設置状況

【石川県】9月21日 9時07分 設置

緊急消防援助隊の派遣に関わる動き

【9月21日】

13時08分 石川県知事から消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援の要請

13時12分 消防庁長官から出動の求め

【指揮支援隊】大阪府（大阪市消防局）

【航空小隊】大阪府（大阪市消防局）

16時05分 消防庁長官から出動の求め

【土砂・風水害機動支援部隊※】大阪府

【10月2日】 航空小隊の引揚げ決定

【10月3日】 指揮支援隊及び土砂・風水害機動支援部隊の引揚げ決定、解隊式の実施

緊急消防援助隊 出動状況

【派遣・活動先】石川県 輪島市

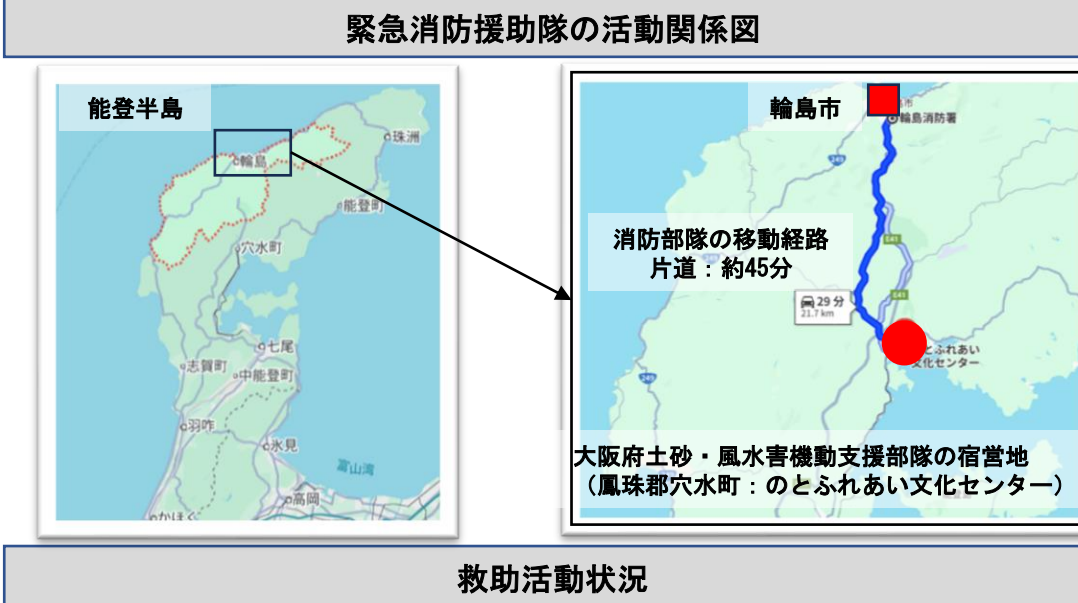
【派遣期間】9月21日～10月3日（13日間）

【出場隊】指揮支援隊、航空小隊、大阪府土砂・風水害機動支援部隊※ 14隊1機

【出動人員】大阪府内消防本部 延べ人員271名（大阪市消防局 延べ人員202名）

【主な任務】輪島市における救助活動等

※ 大阪府土砂・風水害機動支援部隊とは、部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機、水陸両用車を備えたもの）を中心として編成する部隊



救助活動状況

○ 大阪府土砂・風水害機動支援部隊
輪島市内において、孤立地域等から12名救助

○ 大阪市消防局航空小隊
輪島市等において、孤立地域等から3名救助

主な救助活動

◆ 孤立した家屋から2名を救助

◆ 孤立した車内から2名を救助

◆ 孤立地域等からヘリにより3名を救助

令和6年能登半島地震を踏まえた 本市における防災対策等について

被災状況等を踏まえた本市における防災対策等

課題と対策			担 当
1. 避難所等における良好な生活環境の確保	(1) 水の確保	入浴用・洗濯用の水の確保	水道局
		消防用水・生活雑用水の確保	建設局 危機管理室
		井戸水等の活用	危機管理室 経済戦略局
	(2) 避難者の排泄機会の確保	排便処理セットの追加購入	危機管理室
		マンホールトイレの開設を地域住民ができるスキームづくり	建設局
	(3) 避難所等の適切な運営	空調設備	教育委員会事務局 危機管理室
		入浴、洗濯等	危機管理室
		円滑な物資調達	危機管理室
		家庭動物との同行避難	危機管理室
	(4) 避難所の確保等	避難所集約のスキームづくり	危機管理室
		2次避難所の確保	危機管理室
2. 備蓄体制の強化	備蓄体制の強化	津波避難ビルでの備蓄物資の確保	危機管理室
3. 受援体制の整備	受援体制の整備	応援職員の円滑な配分・管理方法等の整理	危機管理室 総務局
		応援職員等の執務スペース・宿泊場所の確保	危機管理室
4. 迅速な災害復旧・復興対策	(1) 関係機関との連携体制の整備・強化	上下水道が連携した応急復旧の取組み	水道局 建設局
	(2) 被害認定調査業務の効率化及び平準化	被災者支援システムの更新	危機管理室
	(3) 公費解体	公費解体に係るスキームづくり	危機管理室
	(4) 災害廃棄物処理	災害廃棄物の仮置場確保と処理体制	環境局
5. その他	その他	帰宅困難者対策	危機管理室
		被災地派遣時の業務における給与面の措置	総務局

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(1) 水の確保

入浴用・洗濯用の水の確保

【担当】水道局

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

各避難所等における洗濯・入浴用水については相当な水量の供給が必要となることから給水車による運搬給水では限界があるため、供給先である各避難所等への給水ルート of 応急復旧活動に優先的に取り組むとともに、応急復旧までの間は、可能な限り給水車による応急給水活動を行う。

このため、他都市等からの受援も含め、迅速かつ円滑な応急給水・応急復旧活動ができるよう、関係所属から供給先となる各避難所等における洗濯・入浴施設の開設・運用計画に関する情報収集等を行いながら、現在取り組んでいる応急給水計画の見直しにこうした洗濯・入浴用水の供給の観点を加え、今後見直しを予定している応急復旧計画及び受援計画についても同様の観点を含めたものとしていく。

具体的な対策

◎「水の確保」について、まずは生命維持に必要な飲料水・医療用水の充足に向けて優先的に取り組み、次に入浴・洗濯用水の供給に着手することとする。なお、各避難所等における入浴・洗濯用水は、飲料水と比較して相当な水量が必要となるため、給水車による運搬ではなく水道施設の応急復旧によって供給するものとする。

☞ 災害時における応急活動の方針

一次的な応急給水拠点となる広域避難場所等での仮設給水栓の開設や、災害時医療機関、福祉避難所等への給水車による応急給水を行う。ただし、給水車による運搬給水では限界があり、十分な供給量の確保が困難なため、並行してこれらの施設に至るルートの応急復旧に取り組む。

☞ 応急復旧計画等への反映

今後、災害時に使用できる入浴・洗濯施設についての運用方針や対象となる施設が具体的に示されれば※、飲料水・医療用水の供給状況を勘案しながら、当該施設に至るルートの応急復旧を優先的に行うこと等について、応急復旧計画等に反映する。

※：1（3）避難所等の適切な運営 入浴・洗濯等（P9）参照。

既存計画の修正等

□大阪市水道局事業継続計画【BCP自然災害編】（共通版）（修正）

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(1) 水の確保

消防用水・生活雑用水の確保

【担当】建設局・危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

災害発生後に防火用水や生活雑用水として活用するための処理水を供給する設備を市域の全ての下水処理場で整備することとしている。（現在、市内12処理場のうち9処理場で整備済み。3処理場については順次整備することとしている。）

下水処理場から各避難所などへ供給するスキームづくり（民間との協定締結など）について、早期に担当所属を決定し、対策の方向性を検討する。

具体的な対策

☞ 処理水の確保

- 市内12処理場のうち9処理場で整備済み。残りの3処理場は順次整備していく。（令和8年度完成予定）



（取水口：千島下水処理場）



（取水口：放出下水処理場）

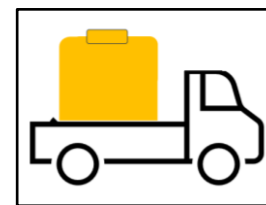
☞ 避難所への運搬スキーム

- ① 洗浄車等による供給
 - 民間事業者1社と協定締結済み
 - さらに他の散水車等の給水機能のある車両を保有する民間事業者との協定締結の検討を進める。

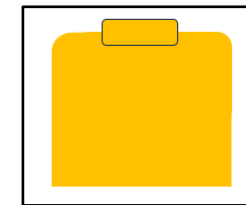
- ② 普通トラックに大型ポリタンク等を積載し供給
 - 民間配送事業者等と協定締結済み
 - 大型ポリタンク等を所有する事業者と協定締結をめざす。（令和6年度中）
- ③ 運搬に係るルール等のマニュアル整備
 - 関係所属（建設局・危機管理室など）と調整のうえ作成（令和6年度中）

☞ 避難所での貯水

- 発災後、処理水用の大型ポリタンク等を設置



（運搬イメージ）



（ポリタンクイメージ）1,000ℓ級を想定

既存計画の修正等

- ☐ 大阪市地域防災計画（修正）
- ☐ 運搬に係るルール等のマニュアル（新規作成）

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(1) 水の確保

井戸水等の活用

【担当】危機管理室・経済戦略局

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

生活雑用水の確保にあたっては、下水処理場の処理水の活用等も含め、具体化に向けて広く検討を進める。
また、災害時における井戸水の活用については、他都市の事例を参考に研究するとともに、経済戦略局において、農業用井戸水等の利用可能性についても検討を進める

具体的な対策

☞ 災害時協力井戸制度の導入【危機管理室】

災害時における井戸水の活用について、他都市の状況を踏まえ、『災害時協力井戸制度』を本市においても導入することとし、今後、市内339か所の所有者に災害時への協力を働きかけ、協力を得られた井戸の登録を進める。

(令和6年度中) 大阪市災害時生活用水確保事業実施要綱(仮称)の作成

(令和7年度) 登録開始

☞ 防災活動に関する協定を締結している農業用井戸水の活用【経済戦略局】

災害時の井戸の具体的な活用に向け、既に防災活動に関する協定を締結している農業用井戸については、大阪市住道土地改良区と使用にあたっての手順や条件等を整理し、運用方法を取りまとめた。今後、区役所と連携して地域住民への周知を図る。(令和6年度中)

その他の農業用井戸は、主に個人(耕作者・農地所有者)が所有する私有物件であることから、土地改良区等では災害時の対応に限界があるため、上記『災害時協力井戸制度』を土地改良区等を通じて農業用井戸を所有する個人に周知し、登録を働きかける。(令和7年度)



既存計画の修正等

☐ 大阪市地域防災計画(修正)

☐ (仮称) 大阪市災害時生活用水確保事業実施要綱(新規作成)

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(2) 避難者の排泄機会の確保

排便処理セットの追加購入

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

発災初日に仮設トイレを使用できない可能性を考慮した排泄機会の確保として、国のガイドラインの目安「1人1日あたり5回排泄」を満たすこととし、排便処理セットの必要数を緊急的に確保する。



具体的な対策

☞ 排便処理セットの追加購入

令和6年能登半島地震での現地状況を踏まえ、令和6年度一般会計補正予算により、排便処理セット 12,993セットを購入

- ・ 令和6年9月 契約案件公開
- ・ 令和6年10月 開札
- ・ 令和6年11月 契約
- ・ 令和6年12月 納品開始
- ・ 令和7年2月 完納

既存計画の修正等

☑大阪市避難所運営にかかる備蓄計画（修正済み）

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(2) 避難者の排泄機会の確保

マンホールトイレの開設を地域住民ができるスキームづくり

【担当】建設局

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

大阪市におけるマンホールトイレは、大阪市地域防災計画に基づき、広域避難場所に整備することとしている。（現在、広域避難場所34箇所のうち33箇所に合計1,450基を整備済み。）

マンホールトイレの開設は建設局が行うこととしているが、災害時にできる限り早期にマンホールトイレを開設するために、地域と連携し開設作業時の安全性の確保や仮囲いの保管場所の確保など様々な課題を整理し、区役所や地域と連携を図りながら、早期開設のスキームづくりを進め、訓練等を実施していく。



具体的な対策

☞ 開設スキームづくり

災害時にできる限り早期にマンホールトイレを開設できるよう、これまでの建設局が開設するスキームに加え、他都市事例等を参考に地域住民自らが開設できるスキーム案を作成。現在、複数の広域避難場所において、早期開設スキームの実施に向け、地域住民や区役所との調整を進めている。

☞ その他の取組み

開設作業時の安全確保のため、建設局にて『マンホールトイレ組立マニュアル』を作成するとともに事前に設置訓練等の指導を行う。

仮囲いの保管場所の確保が必要となるため、保管場所の候補場所等の調査を行いつつ、近隣に保管場所が確保できる広域避難場所から早期開設を進めていく。

既存計画の修正等

☐（仮称）マンホールトイレ組立マニュアル（新規作成）

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(3) 避難所等の適切な運営

空調設備

【担当】教育委員会事務局・危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

避難生活環境の改善のため、避難所ともなる市立小学校の体育館への空調設備の設置について、教育環境にも資することなども踏まえて、教育委員会事務局において、現場調査等を実施し、できる限り早期の空調設備の設置に向け取り組みを進める。



具体的な対策

☞ 空調機の整備

P F I 手法により整備することとし、コンサルタント業務委託による市場調査等を実施した上で令和7年度中の事業契約の締結をめざす。

【令和6年度における取り組み】

令和6年6月 現場調査業務委託契約締結

コンサルタント業務委託契約締結

既存計画の修正等

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(3) 避難所等の適切な運営

入浴、洗濯等

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

避難の長期化に伴う衛生管理や災害関連死の防止に向け、ホテル等への2次避難・浴場・衣類等を洗濯できる場所・温かい食事等の確保、車中泊するペット飼育者への対応などについて、早期に担当所属を決定し、民間事業者との協定拡充など対策の方向性を検討する。

具体的な対策

☞ 入浴支援

大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合との協議により、避難所における避難者が無料で利用できる一般公衆浴場（同組合員※）での入浴支援について了承を得た。

※大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合員数（令和6年10月1日現在）：256（うち市内157）

なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、本年8月に内閣府（防災担当）から都道府県あて、都道府県単位での協定の締結等による入浴施設事業者との連携強化に係る通知が発出されたことから、今後の大阪府の対応方針に沿って、入浴支援の対象範囲や事業者への費用の支払い手続き、災害救助法に基づく求償等の具体的手続きについて、関係所属（危機管理室、健康局など）で連携して同組合と調整していく。（令和6年度中）

☞ 洗濯支援

大阪府クリーニング生活衛生同業組合との協議により、避難所における避難者が無料で利用できるクリーニング事業者（同組合員※）での洗濯支援について了承を得た。具体的な手続き等については、引き続き、同組合と協議を進める。（令和6年度中）

※大阪府クリーニング生活衛生同業組合員数（令和6年10月1日現在）：247（うち市内105）

既存計画の修正等

☐ 大阪市地域防災計画（修正予定）

☐ 災害対策マニュアル（健康部・保健医療調整本部）（修正予定）

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(3) 避難所等の適切な運営

円滑な物資調達

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

避難の長期化に伴う衛生管理や災害関連死の防止に向け、ホテル等への2次避難・浴場・衣類等を洗濯できる場所・温かい食事等の確保、車中泊するペット飼育者への対応などについて、早期に担当所属を決定し、民間事業者との協定拡充など対策の方向性を検討する。

具体的な対策

☞ 担当部署の再確認と関係所属の連携による救援物資の配送

- ・市地域防災計画で定める大阪市災害対策本部配送班※において、大規模災害時に救援物資の配送を迅速に行うことができるよう各々の役割を決定する。

※配送班：市民局（物資調整担当・要請受付担当）、契約管財局（車両手配担当）、福祉局（物資拠点管理担当）、経済戦略局・中央卸売市場（調達担当）

☞ 温かい食事等の確保

- ・(株)ハークスレイ（ほっかほっか亭の弁当）やホームセンター複数社（カセットコンロ等）と協定締結済
- ・今後も民間事業者との協定の拡充を進める。

☞ 救援物資配送訓練の実施（令和6年9月）

- ・参加者：大阪府トラック協会、区役所、配送班及び危機管理室

☞ 物資配送に係る災害時協定の拡充

- ・アート引越センター(株)と協定締結（令和6年8月）
- ・プラス(株)ジョインテックスカンパニーと協定締結（令和6年8月）
- ・今後も民間事業者との協定の拡充を進める。



【救援物資配送訓練】
鶴見緑地備蓄倉庫



既存計画の修正等

- ☐ 大阪市地域防災計画（修正）
- ☐ 避難所開設・運営ガイドライン（修正）
- ☐ 配送班各局における行動マニュアル等（修正）

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(3) 避難所等の適切な運営

家庭動物との同行避難

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

避難の長期化に伴う衛生管理や災害関連死の防止に向け、ホテル等への2次避難・浴場・衣類等を洗濯できる場所・温かい食事等の確保、車中泊するペット飼育者への対応などについて、早期に担当所属を決定し、民間事業者との協定拡充など対策の方向性を検討する。

具体的な対策

☞ 家庭動物との同行避難

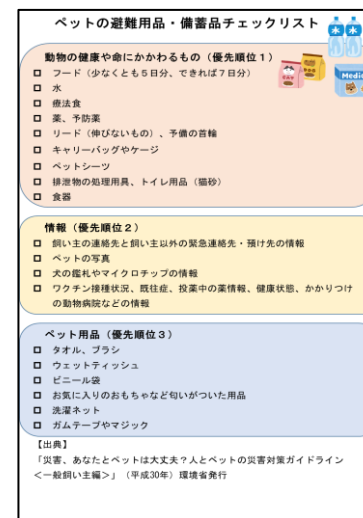
関係所属（区役所、健康局、危機管理室）で連携し、次の取組を進める。

- 区長会議に集約避難所開設WGを設置し、家庭動物との同行避難に向けた検討を実施
- 同WGでの検討結果をふまえ、飼い主や避難所運営委員会等の平常時の備えや発災時の対応等を取りまとめ、年度内に『避難所開設・運営ガイドライン』等へ反映する。
- 獣医師会と連携し飼い主への啓発などの取組を進める。
- 発災時におけるペットの一時預かり等の協定拡充をめざす。

【啓発チラシ（表面）】



【啓発チラシ（裏面）】



既存計画の修正等

- 大阪市地域防災計画（修正）
- 避難所開設・運営ガイドライン（修正）

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(4) 避難所の確保等

避難所集約のスキームづくり

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

避難の長期化により、避難所となっている学校が早期再開できないなどの課題があることから、被災状況や避難者等の状況に応じ集約避難所を拡充するなど、避難所を集約するスキームづくりなどについて各区所属と連携し検討する。

具体的な対策

☞ 避難所集約のスキームづくり

- ・ 区長会議に集約避難所開設WGを設置し、避難所集約のスキームづくりに向けた検討を実施
- ・ 同WGでの検討結果をふまえ、集約避難所にふさわしい施設の条件を整理するとともに、実施事項（組織体制やルールなど）や必要となる物資等についても取りまとめ、『避難所開設・運営ガイドライン』へ反映する。（令和6年度中）
- ・ 避難所生活の質の向上を図る観点から、パーティション（テント）や簡易ベッドを活用するほか、温かい食事の提供をめざす。
- ・ 避難所集約のスキームを踏まえ、各区で避難の長期化も想定した避難所を今年度中に確保
使用用途未定の11箇所のスポーツセンターについて、新たに避難所としての指定に向け調整中
- ・ 災害時に利用する施設（避難所、ボランティアセンター、遺体安置所）について、施設ごとの条件を踏まえ、適切な用途の検証についても令和6年度中に実施する。

【集約避難所のイメージ図】



既存計画の修正等

□ 避難所開設・運営ガイドライン（修正）

1. 避難所等における良好な生活環境の確保

(4) 避難所の確保等

2 次避難所の確保

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

避難の長期化に伴う衛生管理や災害関連死の防止に向け、ホテル等への2次避難・浴場・衣類等を洗濯できる場所・温かい食事等の確保、車中泊するペット飼育者への対応などについて、早期に担当所属を決定し、民間事業者との協定拡充など対策の方向性を検討する。

具体的な対策

☞ 2次避難先の確保

- ・ 福祉避難所に加えて、民間宿泊施設等を2次避難先として確保を進める。
- ・ 大阪府において民間宿泊施設等との協定締結により2次避難先の確保を進めているが（令和6年1月時点で125施設、最大で約2700部屋）、大阪市として、府の協定締結対象外の施設（民泊やウィークリーマンション等）を中心に協定を締結し更なる確保を進める。（令和6年度中。以降も取組継続）

☞ 2次避難者の選定にあたっての考え方の整理

- ・ 他都市事例を参考に、2次避難を要する要配慮者を選定するにあたっての考え方について、危機管理室と関係所属で検討・整理を進める。（令和6年度中）

☞ 車中泊避難用スペースのリスト化

- ・ 避難所に近く車中泊避難が可能な公園等のスペースのリストを作成（令和6年度中）

既存計画の修正等

□大阪市地域防災計画（修正）

2. 備蓄体制の強化

津波避難ビルでの備蓄物資の確保

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 追加

津波避難ビルのうち災害時避難所ではない民間施設、公共施設では、平時における備蓄物資の置き場所に課題があるため、ビル管理者の意見を伺いながら、他都市の事例も踏まえ、津波避難ビルでの備蓄のあり方について検討する。

具体的な対策

☞ 津波避難ビルにおける備蓄物資の確保について

- 津波避難ビルへ避難された方が、消防局等による救助が来るまでの間に命をつなぐため、まずは湾岸9区※において5施設を選定した上で備蓄物資を配備する。

※湾岸9区：此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区、福島区、西区、淀川区、西成区

- 湾岸9区においては、区内の実情に合わせて配備する物資の種類や数量を決め、年度内の配備を目指す。
- 湾岸9区への支援として、飲料水・食糧（ビスケット又はアルファ化米）・排便処理セットを市備蓄倉庫から提供する。

既存計画の修正等

☐ 大阪市地域防災計画（修正）

3. 受援体制の整備

応援職員の円滑な配分・管理方法等の整理

【担当】危機管理室・総務局

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

対口支援の応援職員の割り振り等について災害時に当該業務を所管する総務局と整理を行い、より効率的な受援体制の確保を図る。
また、各種応援職員や本市職員の宿泊場所の確保に向けて関係所属・機関と調整のうえ、検討を進めていく。

具体的な対策

☞ 受援計画の見直し

- ・ より効率的な受援体制を確保すべく、応援職員の配分や管理方法について下表のとおり総務局と整理を行い、本年度内に受援計画の見直しを実施

課題	対応策
応援要請の迅速化 対口支援にかかる応援要請人数の算定の標準化 受援にかかる情報管理の一元化 対口支援をはじめとする応援制度ごとの受援状況の一元的な管理	受援事務にかかる連絡様式の改善 対口支援における迅速な応援要請、各応援制度による受援状況の円滑な管理を実現化するために、総務部⇄各部・各区本部間での連絡様式を改善するとともに具体的な事務処理の詳細を定める。
本市職員の効率的な配置 派遣可能な局室職員数の把握及び迅速な派遣	職員参集予測の活用 発災直後から応援職員を効率的に配置するために、派遣可能な局室職員数を把握し、職員参集予測に基づき各所属の不足人員を予測することで、プッシュ型による迅速な派遣を図る。

既存計画の修正等

☐ 受援計画（修正） ☐ 業務継続計画（修正）

3. 受援体制の整備

応援職員等の執務スペース・宿泊場所の確保

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

対口支援の応援職員の割り振り等について災害時に当該業務を所管する総務局と整理を行い、より効率的な受援体制の確保を図る。
また、各種応援職員や本市職員の宿泊場所の確保に向けて関係所属・機関と調整のうえ、検討を進めていく。

具体的な対策

☞ 宿泊先リストの作成

- ・ 応援職員の宿泊場所として活用可能な公共施設についてリスト化する。（令和6年度中）
- ・ 民間宿泊施設の協定による確保を進めリスト化する。（令和6年度中）

☞ キャンピングカーの確保

- ・ 応援職員の宿泊場所、応援女性職員専用の宿泊及び仮眠場所の確保のため、民間事業者とキャンピングカーの提供に関する協定を締結（令和6年10月）

既存計画の修正等

- ☐ 受援計画（修正） ☐ 業務継続計画（修正）

4. 迅速な災害復旧・復興対策

(1) 関係機関との連携体制の整備・強化

上下水道が連携した応急復旧の取組み

【担当】水道局・建設局

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

上下水道が連携した合理的な復旧活動を行うため、迅速かつ的確な水道局と建設局との情報共有方法について、必要に応じて「水道局事業継続計画（BCP自然対策編）」等の記載の改善を行う。

今回の被災地における上下水道が連携した衛生環境改善の新たな取り組みの経験を活かし、下水道の応急復旧活動の作業手順などをマニュアルに追加することで、本市において今後想定される南海トラフ巨大地震などの災害への備えを一層強化していく。

具体的な対策

☞ 既存計画、マニュアルの修正

・大規模な災害が発生した際に避難所等の衛生環境を早期に改善できるよう、水道局及び建設局で災害時の応急活動における上下水道の連携に関する勉強会を複数回行い、上下水道が連携した応急復旧活動と情報連絡体制について整理し、以下の内容について、大阪市水道局事業継続計画【BCP自然災害編】（共通版）および建設局災害応急対策実施マニュアルを修正する。

- ① 平常時において、建設局は、水道局からあらかじめ提供された復旧を最優先で行う災害拠点病院等の重要施設の情報に基づき、下水道の排水ルート特定し、流下機能が確保されているかの視点から点検箇所を選定し発災直後に行う緊急点検実施個所に追加する。
- ② 発災後、建設局は、水道局から即座に提供される上水道の断水状況、復旧を最優先で行う災害拠点病院等の重要施設の情報や復旧計画の情報を受け、排水ルートとなる下水管の流下機能確保を目的とした応急復旧活動（下水管の点検や応急工事など）を行うことを行動計画に追加する。
- ③ 「大阪市水道局事業継続計画【BCP自然災害編】（共通版）」および「建設局災害応急対策実施マニュアル」に現在記載されている上水道と下水道の連絡体制について、災害時に共有すべき復旧計画など具体的な情報、連絡ツール、担当窓口について追記し、より実効性のある連絡体制に強化する。

※ 引き続き、両局で勉強会を実施して検討を行い、記載内容を精査したうえで、令和7年度から適用する。

既存計画の修正等

- ☐ 大阪市水道局事業継続計画【BCP自然災害編】（共通版）（修正）
- ☐ 建設局災害応急対策実施マニュアル（修正）

4. 迅速な災害復旧・復興対策

(2) 被害認定調査業務の効率化及び平準化

被災者支援システムの更新

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 追加

他都市応援職員による利用のしやすさ、被害認定調査の紙面処理とシステムへの結果入力等、被害認定調査の円滑な実施及び罹災証明書の迅速な発行への支障が懸念されることから、システムの更新の検討を行う。

具体的な対策

被災者支援システムの更新

被災者支援システムの更新に際し、政令市をはじめ多数の自治体で採用されているシステムを導入し、受援の円滑化と被害認定調査のシステム化による業務の効率化を図り、被災された方への迅速な罹災証明書の発行をめざす。（令和7年度運用開始予定）

	被害認定調査業務		罹災証明書発行業務
	記録方法の違い	家屋損害割合の 計算方法の違い	損害割合に基づく 判定結果の記録方法の違い
現 行	調査結果を 調査票（紙）に記録 被害状況を デジタルカメラで撮影	手作業による計算	個別入力
更新後	調査結果・被害状況を タブレット端末で 記録・撮影	システムによる 自動計算	一括反映

※本市職員への研修については継続的に実施

既存計画の修正等

☐ 大阪市地域防災計画（修正） ☐ システム操作マニュアル等（修正）

4. 迅速な災害復旧・復興対策

(3) 公費解体

公費解体に係るスキームづくり

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 追加

全半壊家屋等の公費解体について、国（環境省）の「公費解体・撤去マニュアル」の策定・公表を踏まえ、関係所属と連携のうえ受付体制やルール作り、複数所属の役割など検討・整理を行い、既存の事務処理要領を修正する。

具体的な対策

☞ 各業務の流れ・手順の整理

- ・公費解体の流れ（フロー）としては、公費解体・撤去マニュアル（環境省）を参考に公費解体事業の発注、申請方法の広報、申請受付、審査、現地調査、決定通知書の発行、解体工事、完了通知書の発行、廃棄物処理などの業務が想定されるところ。
- ・令和6年度上半期は、その他必要な業務の洗い出しとフローの整理を行い、関係所属（危機管理室・環境局・都市整備局・経済戦略局など）間で検討。今後、役割分担を整理する予定。

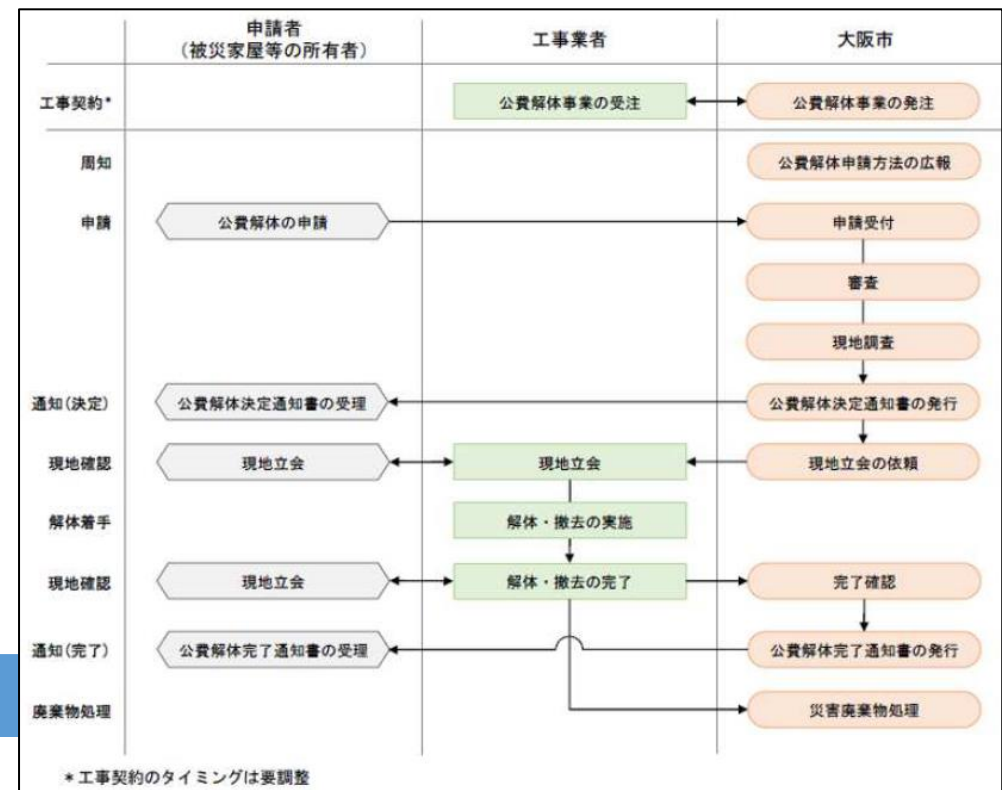
☞ 地域防災計画等の修正

- ・整理した役割分担に基づき、業務を担当する所属ごとに令和6年度内に方針を決定。『大阪市地域防災計画』及び『損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領』について所要の修正を行う。
- ・所有者不明の家屋等の解体処理等も想定し、同要領の充実をめざす。

既存計画の修正等

- ☐ 大阪市地域防災計画（修正予定）
- ☐ 損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領（修正予定）

【公費解体の流れ（フロー）案】 ※一般的な流れとして関係所属と調整中



4. 迅速な災害復旧・復興対策

(4) 災害廃棄物処理

災害廃棄物の仮置場確保と処理体制

【担当】 環境局

対策の方向性

※ 追加

最大規模の災害が発生した場合、災害廃棄物を一時的に保管するための仮置場の面積の不足が見込まれるため、市有地で利用可能な場所及び面積の調査・検討を行う。

また、多量に発生する災害廃棄物について、大阪広域環境施設組合と連携し、円滑な処理体制の検討を行う。

具体的な対策

◎大阪府が公表している南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震の市内被害想定を基に、環境省推計式を用いて災害廃棄物発生量を推計、また、災害廃棄物の推計発生量に基づき必要となる仮置場の面積を算定した上で次の取組みを進める。

☞ 災害廃棄物の仮置場確保【仮置場候補地の検討】

- ・ 仮置場候補地の選定条件の整理
- ・ 市有地（市有未利用地ほか）のリストアップ
- ・ 選定条件を基に、局内において仮置場候補地を決定
- ・ 仮置場候補地の利用の可否、利用条件等について関係局と協議を進める。

☞ 災害廃棄物の処理体制【大阪広域環境施設組合との連携】

- ・ 市内の一般廃棄物の焼却処理・最終処分を行う大阪広域環境施設組合との間で、災害廃棄物発生量に対応する処理期間等を検討
- ・ 既存の焼却工場での処理が困難な場合に備え、他の処理方法（広域処理・仮設焼却炉の設置等）を検討

既存計画の修正等

- ☐ 大阪市地域防災計画（修正予定）
- ☐ 大阪市災害廃棄物処理基本計画、同業務実施マニュアル、大阪市災害対策本部環境部災害応急対策実施要領（修正予定）

5. その他

帰宅困難者対策

【担当】危機管理室

対策の方向性

※ 追加

帰宅困難者が避難所に向かうことで避難所運営を圧迫しないよう、市内事業者等へ一斉帰宅抑制の周知啓発を行うと共に、多くの帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺において行き場のなく屋外滞留者となってしまう旅行者等を受け入れる一時滞在施設の確保及び備蓄物資の配備を進める。

また、帰宅困難者が一時滞在施設の場所等の情報を容易に取得できるよう、大阪防災アプリのマップ上にて施設の位置情報等が確認出来るようにする等、情報発信の強化を図る。

具体的な対策

☞ 継続実施する取組み

- ・ 一斉帰宅抑制の周知啓発
 - ☑主要ターミナル駅付近における帰宅困難者対策協議会の設置
 - ☑経営層を対象としたセミナーの開催
 - ☑帰宅困難者対策訓練の実施
 - ☑一斉帰宅抑制の企業内計画策定支援
 - ☑民間デジタルサイネージ等を活用した啓発動画放映

・ 一時滞在施設の確保

- ☑6.3万人分を目標とした一時滞在施設の確保※

※令和6年10月現在：約6.1万人分の施設を確保済。年度内に目標達成見込み。

☞ 今後実施、検討中の取組み

- ・ 一時滞在施設への備蓄物資の配備（令和6年度中）
 - ☑保管可能な施設への配備
 - ☑保管不可施設分を本市倉庫等に保管
 - ☑各施設への配送に係るルール等の整備
- ・ 大阪防災アプリの情報発信強化
 - ☑一時滞在施設の位置、開設状況等の表示

☞ 継続検討が必要な事項

- ・ 一時滞在施設の更なる確保
- ・ 発災時における情報発信（デジタルサイネージなど）の更なる強化



（一時滞在施設アイコン）

既存計画の修正等

- ☐大阪市地域防災計画（修正）
- ☐（仮称）災害時における帰宅困難者対応マニュアル（新規作成）

5. その他

被災地派遣時の業務における給与面の措置

【担当】総務局

対策の方向性

※ 第2回 大阪市災害等支援対策本部会議 資料より

給与面の措置について検討



具体的な対策

☞ 給与面の措置

災害の発生した区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧のための作業等に従事した職員に対し、日額1,080円（作業等が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に行われた場合は1,620円）の災害応急作業等派遣手当を支給（令和6年1月1日から適用）

既存計画の修正等

☑給与ガイド（修正済み）